

令和4年4月8日

保護者の皆様へ

海南市教育委員会  
海南市立海南中学校

## 気象警報等に係る学校給食の取扱いについて

台風の接近等による気象警報発表時等における学校給食の取扱いについて、下記のとおりとさせていただきますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 台風の接近等により、海南市に「警報：暴風（海上を除く）、大雨、洪水 等」「特別警報」等が発表される可能性が高いと予測される場合

前日に給食を中止するかどうかを判断し、「給食中止」の場合は、学校（園）から文書等にて連絡させていただきます。

2 前日に「給食中止」を決定せず、当日、海南市に「警報：暴風（海上を除く）、大雨、洪水 等」「特別警報」等が発表されている場合

- ① 当日午前6時までに警報が解除された場合  
→ 「給食」は実施し、平常授業を行います。
- ② 当日午前6時までに警報が解除されない場合  
→ 「給食」は中止します。
- ③ 当日午前6時以降も「警報」「特別警報」等が継続されている場合は、解除の時刻に応じて次のとおりとします。
  - (1) 午前9時までに解除された場合、登校して午前中、授業を行います。「給食」は中止となっていますので、午前中で下校します。
  - (2) 午前9時以降、正午（12時）までに解除された場合、午後1時30分までに登校して、授業を行います。（昼食は自宅で食べてから登校してください。）
  - (3) 正午（12時）までに解除されなかった場合は、臨時休業とします。

